

# 国立大学法人岩手大学学則

平成16年4月1日 制定  
令和2年1月28日 最終改正

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 構成（第2条－第9条）
- 第3節 役員（第10条）
- 第4節 職員（第11条－第16条）
- 第5節 役員会、教育研究評議会、経営協議会等（第17条－第24条）
- 第6節 事務組織及び技術支援組織（第25条・第26条）
- 第7節 教育研究等の状況の公表等（第27条）
- 第8節 自己評価等（第28条・第28条の2）
- 第9節 男女共同参画（第28条の3・第28条の4）

### 第2章 学部通則

- 第1節 修業年限、在学期間等（第29条・第30条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第31条－第33条）
- 第3節 収容定員等（第34条）
- 第4節 教育課程（第35条－第46条）
- 第5節 入学、卒業、転学、留学、休学、復学及び退学等（第47条－第60条）
- 第6節 教育職員免許（第61条）
- 第7節 検定料、入学料及び授業料（第62条－第67条）
- 第8節 表彰、除籍及び懲戒（第68条－第70条）

### 第3章 補則

- 第1節 学生証（第71条）
- 第2節 健康診断（第72条・第73条）
- 第3節 福利厚生施設（第74条）
- 第4節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生（第75条－第77条）
- 第5節 外国人留学生（第78条）
- 第6節 研修員等（第79条・第80条）
- 第7節 公開講座及び科学教育研究室（第81条・第82条）

## 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

##### （目的）

第1条 国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを旨すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

#### 第2節 構成

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

人文社会科学部  
教育学部  
理工学部  
農学部

(学科及び課程)

第3条 各学部に学科又は課程を次のとおり置く。

学 部	学科又は課程
人文社会科学部	人間文化課程
	地域政策課程
教育学部	学校教育教員養成課程
理工学部	化学・生命理工学科
	物理・材料理工学科
	システム創成工学科
農学部	植物生命科学科
	応用生物化学科
	森林科学科
	食料生産環境学科
	動物科学科
	共同獣医学科

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に次の研究科を置く。

総合科学研究科 修士課程  
教育学研究科 専門職学位課程（教職大学院の課程）  
理工学研究科 博士課程  
獣医学研究科 博士課程  
連合農学研究科 博士課程

3 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究施設)

第5条 本学に次の教育研究施設を置く。

地域防災研究センター  
自然災害解析部門  
防災まちづくり部門  
災害文化部門  
平泉文化研究センター  
考古学的研究部門  
文献学的研究部門  
教育・地域貢献部門  
三陸水産研究センター  
ものづくり技術研究センター  
金型技術研究部門  
鋳造技術研究部門  
生産技術研究部門

次世代アグリイノベーション研究センター  
環境ストレス研究部門  
先端イノベーション研究部門  
次世代アグリ推進部門

2 前項の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

## 第6条 削除

(教育研究推進施設)

第7条 本学に次の教育研究推進施設を置く。

教育推進機構

教養教育センター

グローバル教育センター

教育推進連携部門

学生支援部門

キャリア支援部門

研究推進機構

プロジェクト推進部門

研究基盤管理・機器分析部門

入試センター

教員養成支援センター

情報基盤センター

保健管理センター

R I 総合実験センター

図書館

2 前項の教育研究推進施設に関する規則は、別に定める。

## 第7条の2 削除

(三陸復興・地域創生推進機構)

第7条の3 三陸沿岸地域等の復興を支援し推進するとともに、地域創生における大学戦略を推進するため、三陸復興・地域創生推進機構を置く。

2 前項の三陸復興・地域創生推進機構に関する規則は、別に定める。

(国際連携室)

第7条の4 本学の国際連携を推進するため、国際連携室を置く。

2 前項の国際連携室に関する規則は、別に定める。

(環境マネジメント推進室)

第7条の5 本学の環境方針に基づき、環境マネジメントを推進するため、環境マネジメント推進室を置く。

2 前項の環境マネジメント推進室に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第8条 本学に次の学部附属の教育研究施設を置く。

人文社会科学部 ころの相談センター

宮沢賢治いわて学センター

教育学部 附属教育実践・学校安全学研究開発センター

附属自然観察園

理工学部 附属ソフトパス理工学総合研究センター

農学部  
附属ものづくりエンジニアリングファクトリー  
附属理工系教育研究基盤センター  
附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター  
附属動物病院  
附属動物医学食品安全教育研究センター  
附属生物環境制御装置室  
附属植物園  
附属農業教育資料館  
附属自然エネルギー利用温室

2 前項の学部附属の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(共同利用)

第8条の2 前条第1項に掲げる農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第9条 教育学部に次の附属学校を置く。

附属幼稚園  
附属小学校  
附属中学校  
附属特別支援学校

2 前項の附属学校に関する規則は、別に定める。

### 第3節 役員

(役員)

第10条 本学に次の役員を置く。

一 学長  
二 理事  
三 監事

### 第4節 職員

(職員)

第11条 本学に次の職員を置く。

教員（教授、准教授、助教、副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭をいう。）、事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員

2 前項の教員（副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭を除く。次項において同じ。）は別表1に掲げるいずれかの組織に所属する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の教員のうち学長が必要と認めた者については、別表1に掲げる組織に所属させないことができる。

(副学長)

第12条 本学に副学長を置き、第10条に規定する理事のうち、教育研究に関する業務を担当する者をもって充てる。

2 前項に規定するもののほか、本学の意思決定と執行を円滑に行うため、副学長を置くことができる。